

旭川市随意契約の見直し計画

1 随意契約の見直しの概要

平成18年度に締結した随意契約について「競争入札に付することが、なぜできないのか」、「真に随意契約の要件に該当するのか」の視点で見直し、真に随意契約の要件に該当するものを除き、競争入札等に移行することとしました。

また、随意契約の要件の判断基準として「旭川市随意契約ガイドライン」を策定し、真に随意契約の要件に該当するか、厳格に判断しました。

見直した結果は次のとおりです。

◇平成18年度随意契約実績
(677件, 6,326,146千円)

◇見直し後(平成18年度ベース)

競争性のある随意契約 66件 (9.75%) 664,448千円 (10.50%)		事務・事業を取りやめたもの 158件 (23.34%) 720,903千円 (11.40%)	
一者特命随意契約 611件 (90.25%) 5,661,698千円 (89.50%)	見直し	競争入札へ移行 84件 (12.41%) 360,024千円 (5.69%) 競争性のある随意契約 57件 (8.42%) 506,973千円 (8.01%)	競争入札等へ移行するもの 件数 233件 (34.41%) 金額 923,452千円 (14.60%)
		一者特命随意契約 378件 (55.83%) 4,738,246千円 (74.90%)	

2 真に随意契約の要件に該当するとしたもの（見直し後）

378件 4,738,246千円

【主なもの】

○他の者が有しない専門的な知識，特殊な技術等を必要とするもの

94件 1,448,519千円

○委託先が法令等で定められているもの

59件 1,206,715千円

○複数の条件を満たす者が一者に特定されるもの

29件 378,065千円

○機器の保守等で特殊な装備，部品等を必要とするもの

29件 90,503千円

○不動産の借り上げ等，契約の対象となる場所が特定されるため，相手方が特定されるもの

24件 384,436千円

3 今後の取組

○見直した結果に基づき，平成20年6月以降から順次，競争入札等へ移行する。

○随意契約について，契約の相手方，契約金額，随意契約にすることとした根拠条項，一者特命の随意契約とした理由，その他必要とした事項についてホームページで公表する。

○一者特命の随意契約とするときには，真に随意契約の要件に該当するのかを選考委員会に諮ることとする。